

標茶町人口ビジョン改訂版

第2期標茶町創生総合戦略を策定しました

国では、昨年12月20日に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、令和2年度を初年度とする5カ年の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定され、地方移住・定着の促進、関係人口の創出・拡大や企業版ふるさと納税の拡充で地方とのつながりを強化することなどが目標として掲げられました。

国の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」などを切れ目なく進めるために、地方でも地方版の総合戦略を策定することが求められています。本町では平成28年に策定した「標茶町人口ビジョン」と「標茶町創生総合戦略」を基本に内容を見直す形で「標茶町人口ビジョン改訂版」と、令和2年度から令和6年度の5年間を計画期間とする「第2期標茶町創生総合戦略」を策定しました。

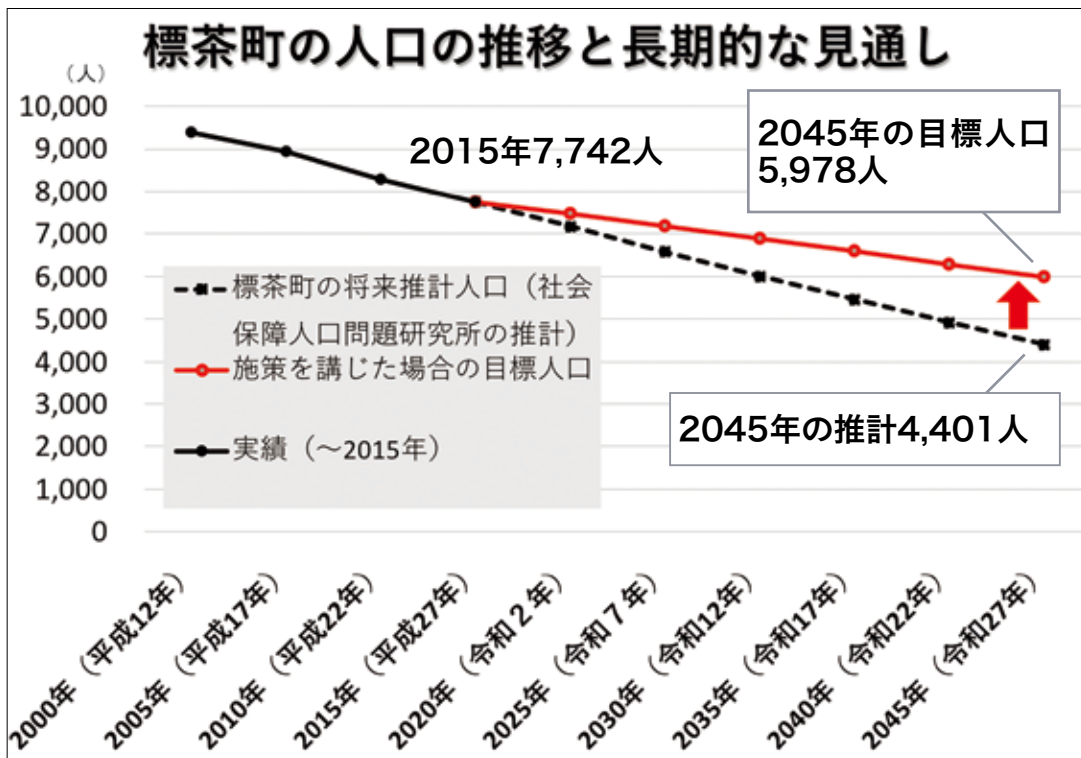
標茶町人口ビジョン改訂版の概要

国立社会保障人口問題研究所による推計では、2045年（令和27年）の本町の人口は、4401人まで減少すると見込まれています。本町の目標としては、あらゆる施策を講じ、2045年（令和27

年）の目標人口を約5900人とし、国立社会保障人口問題研究所推計と比較して、約1500人の施策効果を見込んでいます。

第2期標茶町創生総合戦略の概要

向こう5年間の政策目標や施策の基本的方向を定めた総



合戦略では、短期的な展望として2024年（令和6年）の目標人口を7200人と設定し、さまざまな事業に取り組んでまいります。なお、この総合戦略は、見直しをしながら推進していきますので、意見などがありましたらお寄せください。お寄せいただいた意見については、今後見直す中で検討させていただきます。

重点戦略

◆ **基幹産業である酪農畜産業の振興**

- ・ 標茶酪農再興事業
- ・ 標茶町農業研修センター「しべちや農楽校」の管理運営

◆ **安心して子どもを産み育てることができ環境整備**

- ・ 子育て世代包括支援事業
- ・ 大学生までの医療費の無料化

◆ **交流人口の拡大と雇用の場の確保**

- ・ 標茶高等学校教育振興会補助事業
- ・ 馬と共に暮らせる町：標茶事業
- ・ チャレンジショップ支援事業

基本戦略

1 協働のまちづくり

目標

令和6年度までに自治会加入率を100%にする

住民総参加体制の構築

- 広報広聴活動の推進
- 住民と行政が情報を共有できるよう取り組む。

地域活動に対する支援の強化

- コミュニティ活動の促進
- 各種地域振興事業などの支援を図る。

適正な行財政運営の確立

- 公共施設等総合管理計画の策定と推進
- 社会環境の変化に伴う公共施設の配置のあり方を検討する。

広域連携事業の推進

- 鉦路管内の各団体が展開する連携事業に参画し、本町のPR活動を実施するとともに、地域の活性化を図る。

2 住み続けたいと思えるまちづくり

目標

「標茶町に住み続けたいと思う」と考える人の割合を増加させる

高齢者に対する支援体制の充実

- 高齢者の生きがいづくり
- 生きがいをもって活躍できるように地域における活動の場づくりの支援を図る。

障がい者（児）に対する支援体制の充実

- 障がい児への教育の充実
- 特別支援教育の充実に向け、児童生徒の状況把握に努め、適切な指導を推進する。

子育て支援の充実

- 子育て支援・子育て環境の整備
- 子どもの交流事業や講座を実施するとともに、発達相談や専門家による支援事業を行い支援・相談体制を充実させる。

保育・幼稚園教育の推進

- 保育料・幼稚園保育料を無料化し経済的負担を軽減する。

高校教育の確保

- 標茶高校の3間口を維持

し、将来を含めて高等教育の拠点となるために、通学環境を改善し、生徒の確保に努める。

公共交通の確保

- 町内公共交通の再構築
- 町内に存在する交通機関の再構築をすることにより、生活の足を確保する。

生涯学習活動の促進

- 生涯学習の推進
- 各文化団体や地域サークルなどへ人的支援を行うことで各団体の活性化を図り、高齢者の閉じこもり防止や健康の増進を図る。

地域間交流などの推進

- 移住や定住の促進
- 地域の定住促進のため、町有地の有効活用を図る。

3 元気がでるまちづくり

令和6年度までに企業版ふるさと納税を活用して事業を実施する

農林水産業の振興と経営の安定化

- 担い手の育成
- しべちや農楽校を活用して、農業系高等学校などの

学生の酪農体験を実施することで、酪農の理解者を増やすとともに、将来的な担い手の確保を図る。

商工業の振興と経営の安定化

- 商店街の活性化
- ふるさと納税制度を活用し、本町の特産品などを全国に対してPRし地域経済の活性化を図る。

雇用環境の安定化

- 企業立地促進に向けた取り組み
- 企業セールのスによる企業版ふるさと納税協力企業などの誘致や、閉校施設を利用した事業展開を図る。

観光基盤の整備と観光資源の保全

- 観光基盤の強化と情報発信
- 観光振興の担い手の育成を図り、各産業団体とのより緊密な連携の下、本町が持つ観光資源を利用した商品開発や情報発信を行う。
- 受け入れ体制の強化
- 町内公共施設（観光施設を含む）などのリニューアルや案内標識などの整備や更新を推進する。

4 みどりのまちづくり

目標

令和6年度までに再生可能エネルギーを活用した事業所数を2法人にする

循環型社会の形成

- 再生可能エネルギーを活用した取組の推進
- 家畜排せつ物や木質資源を活用したバイオガスをプラントの設置を推進するとともに、環境に配慮した酪農畜産業の情報発信を行う。

意見提出

問い合わせ

第2期標茶町創生総合戦略・標茶町人口ビジョン改訂版は左記係または町ホームページで閲覧できます。（希望する方には郵送します）

○問い合わせ／役場企画財政課企画調整係（2階の番窓口）内線2211

自律と協働のまちづくりを目指して

標茶町第5期行政改革大綱

(令和2年3月16日策定)を策定しました

地域主権改革の進展により地方自治体の役割と責任が増大する中で、行財政運営はより厳しさを増しています。加えて高度情報化の急速な進展などを背景に、住民の生活様式や価値観の変化により行政に対する住民ニーズは多様化・複雑化しており、限られた財源の中で行政需要を的確に捉えた行政サービスの提供を行っていく必要があります。

本町では、昭和61年に最初の行政改革大綱を策定して以来、令和元年度が終期となる第4期行政改革大綱まで継続して行政改革を実施し、事務事業や組織・機構の見直し、徹底した歳出削減に取り組み、効率的な行政運営体制の構築を図ってきました。計画の中では、経費削減などを主眼とした「量の改革」や、人材育成や行政サービスの向上などの「質の改革」といった取り組みなど、着実な推進を図り成果を挙げています。

安定的に提供するためには、今までの姿勢を堅持し、行政改革を継続しなければなりません。人・物・財源などの限りある経営資源を適切かつ有効に活用し、多様化する住民の要望に応える行政サービスを提供していくため「経営の視点」を持って、政策の「選択」と経営資源の「集中」の理念に基づき、行政改革を推進する必要があります。

行政改革の目的

行政改革は、行政運営全体を絶えず見直し、効率的な経営が行われるよう取り組み、その中で新たに生み出された「財源」を真に必要な行政サービスに活用するなど「まちづくり」をより一層効果的に進めていくことを目的としています。

事務事業の改革

社会情勢・経済情勢の変化や、地域主権型社会への進展を踏まえて新たな行政課題に的確に対応していかなくてはならないことから、事務事業全般について、廃止、縮小、統廃合などを含めて見直していきます。また、行政の役割と責任を見極めながら、民間との役割分担を明確にし、民間活力の活用を検討していくとともに、情報通信技術を活用して業務の最適化を図り、事務事業の効率化に努めます。

- ・事務事業の簡素化・効率化と改善
 - ・事務事業の任務分担の推進
 - ・補助金・負担金の見直し
 - ・ICTの活用など
- ### 組織・機構の改革
- 行政課題や行政ニーズの変化に対応するため、既成概念

にとらわれることなく組織の最適化を図り、柔軟性や機動性のある組織づくりを進めます。

- ・効率的な体系づくり
- ・定員などの適正管理
- ・職員能力開発と組織力の向上

健全な財政運営の推進

極めて厳しい財政状況の下、安定した財政基盤の確立に取り組み、持続可能な財政運営の推進を目指していく必要があります。事業の必要性、重要性、緊急性、費用対効果などを十分検証し、計画的で効果的な財政運営に努めるとともに、新たな行政需要にも的確に対応するための財源の確保など健全財政の維持に努めます。また、財政状況を分析し、住民に分かりやすく公表します。

- ・長期展望に基づく効率的な財政運営
- ・財政状況の分析・公表
- ・自主財源の確保
- ・公有財産の有効活用

地域資源の有効活用

個性を生かしたまちづくりを進めていく上で、自らの地域にある資源を、自らの地域で活用することは、大変重要です。地域が有する「資源」

を活用することで、新たな「生産活動」を生み出せるよう支援していくとともに、住民がその恩恵を享受できるシステムづくりを目指します。

住民と行政との協働の推進

地方の自主性・自立性を高める分権改革により、自己責任と自己決定に基づく自治体経営が求められる中、住民と行政が課題や目的などの情報を共有し、共に考え、連携して行動することが重要であり、町民との「協働のまちづくり」を推進します。

計画期間

第5期行政改革大綱の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とし、令和4年度に中間見直しを行います。

進化管理

行政改革大綱は、町民に公表します。

- ・成果の評価を毎年度実施します。その内容は、広報しべちやや町ホームページなどで公表し、町民の意見や提案を参考にしながら行政改革を進めます。

○問い合わせ／役場総務課庶務係（2階⑬番窓口）内線 2122